

船舶事故調査報告書

令和7年5月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和6年7月22日 09時00分ごろ
発生場所	愛媛県 ^{おおず} 大洲市長浜港北北東方沖 伊予青島 ^{いよあおしま} 灯台から真方位147° 2.7海里付近 (概位 北緯33° 41.9′ 東経132° 30.4′)
事故の概要	漁船 ^{ただ} 忠丸は、漁網の揚収作業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和6年10月10日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 忠丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	E H 3 - 2 4 0 2 8（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、機船船びき網船団の網船で、船長が1人で乗り組み、もう1隻の網船（以下「僚船」という。）及び漁獲物運搬船（以下「運搬船」という。）と3隻で船団を構成し、しらす漁の目的で、愛媛県伊予市郡中港^{いよぐんちゅう}を出航した。 本船及び僚船は、採捕したしらすを運搬船に回収させる目的で、えい網を止め、2隻が横抱きの状態となり、それぞれがネットローラー（以下「本件ローラー」という。）を巻上げ方向に回転させ、漁網と本件ローラーとを繋ぐ^{つな}ワイヤロープの巻上げを開始した。 船長は、本件ローラー付近に立ってワイヤロープの巻取り状況を確認していた。 船長は、本件ローラーの右端にワイヤロープがきれいに巻き取られるように、巻取り状態を整える目的で右手を伸ばしてワイヤロープを右方に押したところ、ワイヤロープと本件ローラーの間に右手の小指が挟まれた。 （図1及び写真1 参照）

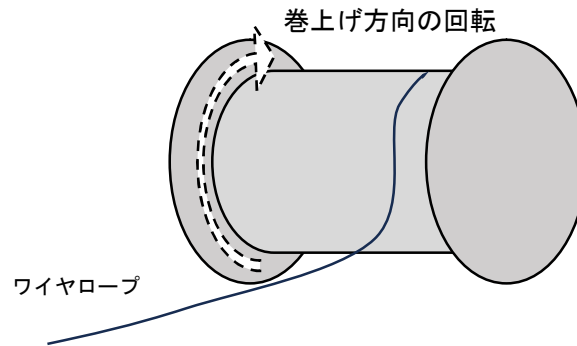


図1 本件ローラーの状況（概要）



写真1 右手小指が挟まれた状況
（化学繊維ロープを用いての再現）

船長は、直ちに右手指先を引き抜き確認したところ、右手小指の先端部から出血していることを確認した。

僚船の乗組員は、船長が負傷したことを認め、直ちに運搬船に連絡するとともに、付近海域で航行中であつた仲間の漁船に助けを求めた。

船長は、僚船乗組員から連絡を受けた仲間の漁船に移乗し、郡中港まで運ばれた。

船長を運搬した漁船の乗組員は、郡中港へ向かう途中、携帯電話で119番通報し救急車を要請した。

船長は、救急車で愛媛県松山市内の病院に搬送され、右手小指^{しせん}指^{まつやま}尖部切断と診断された。

船長は、ふだんから本件ローラーで漁網を巻き上げる際、体が巻き込まれる事故を防止する目的で、漁網等に手を触れる際は本件ローラーの回転を停止させた上で行っていたが、本事故発生時、ワイヤロープだけであれば、体が巻き込まれたり手を挟んだりすることはないと思い、ふだん行っている作業と異なり、本件ローラーの回転を停止することなく、ワイヤロープに手を触れていた。

船長は、ワイヤロープを右手親指でワイヤロープの左側から右方へ押そうとした際、右手に力が入り、右手小指がワイヤロープを握る形

	となり、ワイヤロープと本件ローラーの間に右手の小指が挟まれた。 運輸安全委員会が同種事故の再発防止を目的として発行している運輸安全委員会ダイジェスト第33号^{*1}によれば、平成25年から令和元年8月までに発生した揚網機等への巻き込まれ事故111件のうち、揚収作業中が最も多い74件となっており、そのうち24件が死亡事故となっていると分析されている。 運輸安全委員会ダイジェスト第33号によれば、揚網機等への巻き込まれ事故の防止策として次の項目が挙げられている。 ・ すぐにローラーを停止できるよう、複数人で作業すること。 ・ ローラーに触れる場合は、必ずローラーを停止させてから作業すること。 ・ 裾や袖口をしっかり押さえること。 ・ 網の固定を行う際は、手袋を外すこと。 ・ 揚網機等の使用は、取扱説明書のとおり正しく使用すること。
分析	本船は、船びき網船団の網船として漁網を揚収作業中、船長が、巻上げ中のワイヤロープを整えようとした際に本件ローラーの回転を停止させなかったことから、ワイヤロープと本件ローラーの間に小指が挟まれ、負傷したものと考えられる。 船長は、ふだんは漁網等に手を触れる際は本件ローラーの回転を停止させた上で実施していたが、ワイヤロープだけであれば、体が巻き込まれたり手を挟んだりすることはないと考えたことから、本件ローラーの回転を停止させることなく、ワイヤロープを握り込むように右手をワイヤロープに伸ばしたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、船びき網船団の網船として漁網を揚収作業中、船長が、ふだん行っている作業と異なり、巻上げ中のワイヤロープを整えようとした際に本件ローラーの回転を停止させなかったため、ワイヤロープを握り込むように右手をワイヤロープに手を伸ばした際、ワイヤロープと本件ローラーの間に右手の小指が挟まれたことにより、発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 漁船の船長は、揚網作業中、ワイヤロープ等の巻上げ状態を整理する際は、手などを挟まれないよう、揚網機等を完全に停止させた上で行うこと。 ・ 漁網を扱う漁船の船長は、揚網機等を操作して漁具や漁網を揚収する際、運輸安全委員会ダイジェストに記載されている次の事項を参考にすること。 ・ すぐにローラーを停止できるよう、複数人で作業すること。

^{*1} 運輸安全委員会ダイジェスト第33号「漁船の安全運航のために～漁労中の揚網機等への巻き込まれ事故防止～」
https://jtsb.mlit.go.jp/bunseki-kankoubutu/jtsbdigests/pdf/jtsbdi-No33_all.pdf

	・ ローラーに触れる場合は、必ずローラーを停止させてから作業すること。 ・ 裾や袖口をしっかり押さえること。 ・ 網の固定を行う際は、手袋を外すこと。 ・ 揚網機等の使用は、取扱説明書のとおり正しく使用すること。
--	--